



## 政策解説

## 平成27年の地方分権に関する提案募集

## ～地方分権改革に関する提案を募集しています～

内閣府 地方分権改革推進室 塩川 徳也

## 1. はじめに

普段の業務の中で、次のような思いを持ったことはないだろうか。

「国の基準が現場の実態に合っていない。まちの特色・独自性を踏まえた住民サービスを提供するようにできないか…。」

「国の法令で義務付けられているこの作業は、本当に必要なのだろうか…。」

「似たような仕事が入国と地方（あるいは、県と市町村）に分かれていて事務手続が非効率だな。事務の主体を一元化できないか…。」

内閣府では、平成26年から、このような現場の思いを地方から募集し、国の制度改正につなげていく取り組み（地方分権改革に関する提案募集）を行っており、2年目となる今年は、3月23日（月）から6月10日（水）にかけて提案を募集している。また、3月23日（月）から5月29日（金）にかけて、事前相談を受け付けている。

各町村の皆様におかれても、これからの改革の中心となる提案募集方式の趣旨に鑑み、実践を踏まえた積極的な提案をお願いしたい。また、

提案の実現可能性を高めるため、できるだけ早期の事前相談をお願いしたい。

以下では、昨年の成果も踏まえながら、提案募集方式の概要について説明する。なお、本文中、意見に係る部分は筆者の私見であることを申し添える。

## 2. 提案募集方式の導入の経緯及び平成26年の成果

## (1) 提案募集方式の導入の経緯

これまで地方分権改革については、第1次から第4次までの地方分権一括法により、義務付け・枠付けの見直し、並びに国から地方及び都道府県から市町村への権限移譲を推進し、延べ366法律の改正を実現した。これにより、地方分権改革推進委員会の勧告事項については一通り検討し、対処したところである。

以上の成果を基盤とし、地方がイニシアチブを発揮しつつ、引き続き改革を推進するために、平成26年から、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入した。

## (2) 平成26年の成果

平成26年の提案募集においては、5月20日から7月15日にかけて提案を募集し、全国の都道府県、市町村等の126団体から、900件を超える提案を頂き、町村からも、全国町村会を含め、6つの団体から15件の提案を頂いた。

頂いた提案については、関係府省との調整や、地方分権改革有識者会議における調査審議を経て、学識経験者による充実した審議がなされた重点事項については8割以上、重点事項以外を含めた新規事項では6割以上について、実現・対応するなど、大きな成果を上げることができたと考えている。中でも、市町村からの提案は、件数こそ全体の4分の1ではあるものの、実現・対応の割合は都道府県よりも高かったところである。

また、地方の要望が強く、長年の懸案だった農地転用関係については、農地の総量確保のための仕組みを充実させ、農地転用許可の権限移譲等を行うこととし、大きな前進を見ることができたと考えている。

町村による提案の一例として、全国町村会及び千葉県酒々井町から頂いた、町村の都市計画決定に係る都

政 策

道府県同意の見直しに係る提案を紹介したい。

現行の都市計画法では、町村が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、同意を得なければならぬとされている。他方、市にあつては、第1次地方分権改革一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）（平成23年法律第37号）により、平成23年から、同意を要しないこととされている。

全国町村会及び千葉県酒々井町からは、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないとして、町村についても、市と同様、同意を要しない協議とすべきとの提案がなされた。

国土交通省からの第1次回答においては、既に過去の議論で結論が出ているとして、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべきとの見解が示された。

その後、本提案については、地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会において、学識経験者による審議が行われた。また、検討・調整の過程で、地方六団体に對して意見照会を行ったところ、全国知事会からも、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議

を要するのみとするべきとの回答があったところである。

こうした検討・調整の結果、国土交通省からの第2次回答においては、平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討するとの回答が得られた。最終的に、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）においては、「町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（19条3項（21条2項で準用する場合を含む。））については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。」との記載がなされたところである。今後は、国土交通省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップすることとしている。

このように、「提案募集方式」は、地方のイニシアチブにより国の制度改正にまでつながる議論が可能となる、画期的なシステムであると言える。以下で提案募集の概要について説明するので、各町村におかれても、積極的に御検討いただきたい。

3. 提案募集方式の概要

(1) 提案の対象

提案の対象は、①地方公共団体への事務・権限の移譲及び②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）である。

その際、地方公共団体への事務・権限の移譲については、全国一律の権限移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）とする提案等についても対象としている。

また、全国的な制度改正に係る提案を募るといふ趣旨から、提案団体のみを対象とする提案については原則として対象とならない。

(2) 提案主体

各都道府県・市町村による提案を基本としているが、複数団体による提案や地方六団体からの提案も募ることとしている。

また、提案に際しては、提案主体として適切に判断を行い、責任をもって提出していただきたいと考えている。そのため、地方分権改革担当部局、提案に関する制度を直接所管する部局及び必要に応じ財政担当部局などその他関係する部局におい

て、提案の内容、趣旨、支障事例等に関する認識を十分に共有していただき、首長の了解を得た上で、提案していただきたい。

(3) 平成27年のスケジュール

準備・検討期間の充実を図るため、昨年に比べて提案の募集期間を前倒しし、平成27年3月23日（月）から6月10日（水）までとした。

また、内閣府では、提案内容を充実し、現場に密着した課題解決に向け、着実に成果を得る観点から、3月23日（月）から5月29日（金）にかけて、事前相談を行っている。

頂いた各地方公共団体等からの提案については、7月から11月にかけて地方分権改革有識者会議又は専門部会で集中的に調査・審議をし、それを踏まえて、内閣府が実現に向けて、関係府省と調整を行う。

その過程においては、提案に対する関係府省の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等のやりとりを重ねるとともに、地方六団体からも意見聴取し、地方公共団体間の調整等を図ることとなる。また、重点事項については、専門部会において、提案団体や関係府省からヒアリングを行う。

## 政 策

また、提案に対する対応方針について、年末までに地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行い、次期通常国会に所要の法案を提出する予定である。

## 4. 事務手続きの若干の見直し

提案の最大限の実現を図るため、昨年の提案募集における成果と課題を踏まえ、有識者会議で議論を行い、事務手続きについて若干の見直しを行っている。

(1)まず、内閣府との事前相談については、必ず行っていたべくようお願ひしたいと考えている。

昨年の経験からも、具体的な支障に基づく説得力のある提案は実現する可能性が高くなる。このため、事前相談を頂いた提案について、内閣府として、地方の側に立って、支障事例や制度改正による効果の説明を中心に、一つ一つ丁寧に検討、助言をさせていただきたいと考えている。

また、昨年の提案では、1団体からの提案だけでは、全国的なニーズが分からないということの実現しなかった提案もあった。このため、一定の広がりを持ち、説得力のある提案となるよう、事前相談の段階にお

いて、共同提案や提案内容の他団体による補充などを推奨させていただき、提案内容の充実を図りたいと考えている。

なお、相談があった提案については、1件ずつ個別に検討を行うので、全ての提案が揃わない段階や、首長まで上げていないという段階でも構わないので、是非早めに事前相談をお願ひしたい。

(2)次に、単年度で結論を得ることが難しい提案については、有識者会議の審議を経て、支障事例等が具体的に示された段階で関係府省との調整を開始することとしている。

具体的には、

- ①最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過しない事項に関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの
- ②現行制度の支障事例、制度改革による効果等制度改革の必要性が具体的に示されていないものである。

この項目に該当するかどうか懸念がある場合には、事前相談において、前広に御相談いただきたい。

また、関連して、昨年の提案募集で提案され、閣議決定に至らなかった提案の取扱いについて説明する。このような提案は、地方公共団体間の意見の相違が最終的に解消されなかったものや、具体的な支障事例や制度改革による効果等の説明が必ずしも十分でなかったものなど、それぞれ事情が異なっているため、まずは事前相談を通じて、前回の経緯をよく確認いただく必要がある。その上で、昨年の提案と同様の内容の提案を行う場合には、前回の検討時点からの情勢変化や、より具体的な支障事例等について、明確に示していただく必要がある。

- ③また、補助金関連の提案(補助要綱等の規制緩和)は、関係府省に照会し、予算編成過程での検討を求めた上で、予算編成後に回答を取りまとめる。

ただし、要綱等による義務付け、枠付けや必置規制について、特に地方分権の観点からの議論が必要と考えられるものは、通常の提案と同様に取り扱う。

なお、この補助要綱等の規制緩和は、これまでの地方分権の流れを踏まえて、各種補助要件の見直しや手続書類の簡素化を念頭に置いたもの

である。したがって、単なる採択基準の引き下げのような提案は、そもそも提案募集方式の対象とはならないことに留意が必要である。

## 5. おわりに

本年は、地方創生に向けて、地方公共団体において地方版総合戦略を策定いただくこととなっており、御議論の過程で様々な地域課題が明らかになることも考えられるので、地域の実践を踏まえた積極的な提案をお願ひしたい。

そのために、各町村の地方分権担当部局においては、提案募集方式の趣旨や内容について、庁内各部局に対して広く周知した上で、各部局と連携しながら、検討の推進役を担うことが望まれる。また、庁内の各部局においては、この機会を活かして、冒頭で述べたような観点から、住民サービスの向上に向けて、国の制度により現場で生じている支障を再点検し、具体的な支障事例に基づく提案を検討することが望まれる。

内閣府においては、地方の側に立って、支障事例や制度改革による効果の説明を中心に、一つ一つ丁寧に議論、助言をさせていただきたいと考えているので、「こつこつ支

## 政 策

## 平成27年の地方分権に関する提案募集について

内閣府地方分権改革推進室では、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)に基づき、平成26年に引き続き、地方分権改革に関する全国的な制度改正に係る提案を募集しています。  
提案される際には、なるべく早く事前相談を行っていただきますようお願いいたします。  
事前相談〆切：5月29日(金)、提案〆切：6月10日(水)

## 1 提案の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲(全国一律の移譲が難しい場合には、手挙げ方式の提案も可。)  
②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)

## 2 提案主体

- ①都道府県、市区町村 ②一部事務組合、広域連合 ③地方六団体等(共通課題を有する複数の団体等も含む)  
※ 提案主体の内部部局等から幅広く意見を集約し、首長の了解を得た上で提出  
※ 各種関係団体などからの意見を反映

## 3 平成27年のスケジュール(募集を前倒しし、準備・検討期間を充実)

- 3月23日～6月10日 提案主体からの提案募集を受付 **(事前相談期間 3月23日～5月29日)**  
○ 7～11月 提案の実現に向けた検討・調整  
・ 地方分権改革有識者会議又は専門部会で集中的に調査・審議  
・ それを踏まえて、内閣府が実現に向けて関係府省と調整  
○ 12～3月 対応方針の決定・法案の提出  
・ 年末までに対応方針を地方分権改革推進本部決定及び閣議決定  
・ 次期通常国会に所要の法律案を提出(予定)  
※ 提案内容、提案団体と関係府省とのやり取り、最終的な調整結果等は、内閣府のホームページで公表

## 4 提案の最大限の実現を図るため、事務手続を若干見直し

## (1) 提案団体には、事前相談を必ず行っていただきたい

- 事前相談のあった提案は、支障事例や制度改正による効果の説明を中心に一つ一つ丁寧に議論・助言  
- 一定の広がりを持ち、説得力ある提案となるよう、共同提案や提案内容の他団体による補充を推奨

## (2) 次のような単年度で結論を得ることが難しい提案は、有識者会議の審議を経て、支障事例等が具体的に示された段階で各省調整を開始

- ① 最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過していない事項に関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの  
② 現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性が具体的に示されていないもの

## (3) 補助金関連の提案(補助要綱等の規制緩和)は、関係府省に照会し予算編成過程での検討を求めた上、予算編成後に回答を取りまとめ

- ※ ただし、要綱等による義務付け・枠付けや必置規制について、特に地方分権の観点からの議論が必要と考えられるものは、通常の提案と同様に取り扱い

## 【連絡先】

内閣府 地方分権改革推進室  
提案募集総括担当 伊丹、塩川、石川、赤井  
電話：03-3581-2437

## 【詳細】

当室HPを御覧ください。<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>  
地方分権改革 > 提案募集 > 平成27年(募集中)

障が生じているが、どのような制度改正の提案を行えばよいかわからない」といった段階でも構わないので、積極的に事前相談をしていただきたい。

提案募集要項等の詳細については、内閣府ホームページの地方分権改革のページを御参照いただきたい。また、その他提案募集について、

「ご不明な点などあれば、どのようなことでも構わないので、内閣府地方分権改革推進室の提案募集総括担当までお問い合わせいただきたい。」

【お問い合わせ】  
内閣府地方分権改革推進室提案募集総括担当 伊丹、塩川、石川、赤井  
電話：03-3581-2437

▽座喜味城跡



現地レポート

町村独自のまちづくり

受け継がれていく読谷人(ゆんたんざんちゆ)の誇り

歴史と伝統文化に根差したむらづくり



沖縄県

読谷村

よみ たん ぞん



むらの概要と観光資源

読谷村は、沖縄本島中部の西側に位置し、東は海拔200m読谷山岳を頂点に緑の山並みが連なり、西は海拔130m座喜味城跡のある丘を頂点にカルスト台地が広がる段丘をもって東シナ海岸へ続いています。南は比謝川を境として、北は景勝の地「残波岬」に囲まれた美しい自然と豊かな伝統文化

に育まれた村です。

地域は、北は恩納村、東は沖縄市、南は嘉手納町に隣接し、沖縄本島の幹線道路である国道58号が村内を縦断しています。那覇市から北へ約30kmに位置し、面積は35・28km<sup>2</sup>、県下で18番目の大きさです。

平成26年には人口が4万人を超えて、日本一人口の多い村となりました。読谷村といえは、紅イモを生かしたスイーツなどの特産品、観光地としては、東シナ海を一望できる景勝地「残波岬」や平成12年にユネスコ世界遺産(文化遺産)に登録された沖縄県最古のアーチ形石造門や琉球石灰岩の切石積みが神々しい「座喜味城跡」などが有名です。スポーツ及び宿泊施設も充実し、プロ野球やJリーグ、パラリンピックなど様々なスポーツのキャンプ地としても多くの来訪者を迎え入れています。

読谷村は多くの「人財」を輩出してきました。琉球政府公選行政主席・本

フォーラム

土復帰後の初代沖縄県知事の屋良朝苗氏をはじめ、読谷山花織の與那嶺貞氏、紅型の玉那覇有公氏、沖縄の伝統工芸であるやちむんの金城次郎氏は卓越した技術力と高い人間性が評価され人間国宝に選ばれています。現在、読谷村にゆかりのある人間国宝は3名に上ります。

**おむじくり  
ゆんたんざ鳳(おおとり)**

村の形は、東シナ海に突き出た半島状の形状をなしており、残波岬をくちばしとして今にも大海原に飛び立たんとする鳳(おおとり)の姿に似ています。

読谷岳から多幸山をへて座喜味城にいたる山並みは、飛翔の風をはらむ羽。鳳はサンゴの花蔓を引き、海の花畑でニライカナイから来訪する嘉利吉を迎える。この嘉利吉を、座喜味グシクを頂きとする黄金環で受け止める。座喜味グシクは、風を宿す腰当、大路のカジマヤーでは、人・物・文化が結ばれる。そして西に賑わいをおき、東を肅として山裾を養い長田川の恵みを活かし、過ぎたるを流す

村では、こうした風水の理念に基づいて21世紀に向け羽ばたく鳳(おおとり)をイメージした村づくりを進めています。

＜ゆんたんざ鳳



具体的には、村づくりにあたり「農業地区・リゾート地区・住宅地区」に分けて整備計画を進めてきました。特に農業は、村にとって重要な基幹産業という先人からの教えを頑なに守り、鳳のくちばしと見立てた残波岬一体を農業地区に指定しました。

これにより、沖縄本島中南部の西海岸の殆どがリゾートホテルや商業施設の埋め立て等によって変貌している中、読谷村の海岸線は、天然の珊瑚礁池が14kmも連なる貴重な自然海岸として残されています。

週末には、村内外から家族連れや若者など多くの人々で残波ビーチは賑わっています。

**ひと 読谷まつり  
受け継がれていく伝統芸能**

文化による村づくりは村の基本方針の一つです。今年で41回目を数える「読谷まつり」は、住民参加型のイベントとして地域づくりの基礎となつています。小学生からお年寄りまで村民総出で各集落の伝統芸能を余すことなく披露し、文化による村づくりの精神を結集する場として毎年秋に開催しています。

石嶺村長曰く、「各集落には伝統文化が根付いています。また村民は皆一生懸命取り組み、我も我もと楽しむ気質。読谷には芸能の素地があるんです。」なるほど、2日間で約8千人にも上る出演関係者は「コミュニティ(集落)や各種団体、学校等から参加する



△読谷まつりステージ (舞台)

＜読谷まつり



仕組み。出演者である村民が毎年変わるため、来場者は増える一方、昨年は40周年を記念するまつりとして3日間開催され、約11万2千人もの来場者が訪れる大規模なイベントとして賑わいをみせています。

まつりの1日目は、赤犬子琉球古典音楽大演奏会。2日目には、初の進貢使として大交易時代の幕を開けた時代の先駆者「秦期(たいき)」を乗せた「進貢船(しんこうせん)」の入場が行われます。トラックの荷台に進貢船の大型模型をしつらえ、中国から帰還する設定で秦期が船首に立ち、あたかも洋上を行くがごとく、まつり会場に入つて来ます。

それを村をあげて歓待するというストーリー。会場の大舞台では、各集落にそれぞれ伝わっている伝統芸能の大演奏会が賑々しく執り行われます。空手の演舞やエイサー、獅子舞、棒術などの伝統芸能のほか、現代のダンスや音楽など新旧の芸能が披露される、まさに村の一大文化芸術祭。まつりのクライマックスには、進貢船が再び中国

フォーラム

へ出帆していくという演出で会場を練り歩き、来場者のテンションは最高潮に達します。

読谷まつりの魅力

田島副村長に読谷まつりの魅力について聞いてみました。

「村内には24のコミュニティ(集落)があります。それぞれの地域で伝統文化を継承していましたが、まつりのステージ(舞台)で住民がこぞって伝統芸能を華々しく披露することによって、今までは集落単位で行われてこなかった伝統芸能が村の規模まで引き上げられ発展し、新たな文化創造の場となっています。それに、途絶えていた芸能が復活したり、地域のエネルギーにも繋がっているんです。また、読谷まつりで披露する伝統芸能は各集落で受け継がれています。教わる子ども



▽田島副村長

石嶺村長



も達が真剣なら教える大人にも力が入ります。そういう伝統も昔から今も連続と続いているので、読谷の子ども達には目上の人を敬つ心も自然と身についていくのです。」

村はどのようにコミュニティ(集落)と向き合っているか石嶺村長に聞いてみました。

「読谷村の主役は、やはりその地域に住んでいる人達と伝統あるコミュニティ(集落)です。その中で行政として何が出来るか。お祭りに例えれば、ほど良い距離感を保つことによつて、集落が自立の心意気を持ち主役としてステージ(舞台)に上がり、お祭りを大いに盛り上げています。そして、集落に戻っても様々な課題等に対して自らで考え、自らで実行することを見出し、それが村の賑やかさにつながっていく。読谷村のコミュニティ(集落)にはそれぞれポテンシャルは元々ある

し、そういったポテンシャルを引き出すことも行政の役割だと思っています。」

読谷まつりは、実行委員会が中心となって開催に向け準備を進めていく、行政はあくまで裏方(サポート役)に徹します。まつり当日、村長は開会宣言の後、役場職員と共に自らも会場警備の一人として、村民を見守ることもあるといひます。まさに村を象徴するエピソードです。

手じごと 伝統工芸の継承 — ヤチムンの里 —

受け継がれているのは芸能だけではありません。伝統工芸も継承されています。人里離れた緑豊かな自然の中に赤い瓦屋根の登り窯など風情ある景色が美しい「読谷山窯(ゆんたんざがま)」

は、国道58号線から少し離れた場所に昭和55年開窯しました。全国の器好きが魅せられ足繁く通うこの地域は「ヤチムン(焼き物)の里」と呼ばれています。

沖繩の方言で焼き物を意味する「ヤチムン」は、ぼつてりと厚く丸みを帯びていて手に馴染みやすい形、沖繩の強い色彩に負けない濃密さをもつてダイナミックに描かれた絵付けなどから、その器に触れた人々は大らかさ、素朴さ、温かみ、癒し、などの魅力の虜になっていきます。

当時、沖繩の焼き物の中心であった那覇市壺屋は市街地化が進み、登り窯の使用が出来なくなっていました。一

方、読谷村には今から約300年前とされている古窯跡があり、ヤチムンのルーツと言われる「喜名焼(きなやき)」が栄えたという歴史がありました。後に沖繩で初の人囀国宝となった金城次郎氏(国・重要無形文化財「琉球陶器」保持者)、が壺屋からこの地に移転し、窯を構えていたのも時宜を得たものでした。

村では、失いかけていた沖繩伝統工芸文化継承のため返還された村有地を活用することになりました。住民や役場職員が土を運び皆で登り窯を造ることによって、元々嘉手納弾薬庫地区内だった土地は、沖繩の焼き物文化を担うにふさわしい「ヤチムンの里」へと生まれ変わったのです。

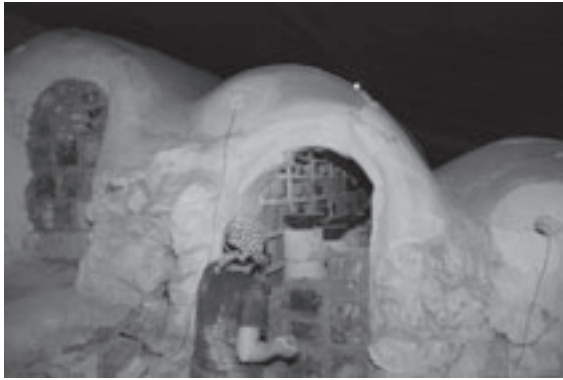
現在では、村内には60の窯元が、日々伝統の技を今に伝えており、特に「ヤ



▽ヤチムンの里 登り窯



フォーラム



△ヤチムンの里 作陶に励む若者

「ヤチムンの里」には年間8万人とも9万人とも言われる観光客が訪れています。沖縄の伝統を守りつつ、今の暮らしに馴染む器の魅力に人々は惹きつけられているのです。

ヤチムンの里(窯元16カ所)は、登り窯に魅せられた若者達の心も掴んでいます。この里のシンボルでもある大きな登り窯は「共同」という沖縄独自の意識が機能している創作現場でもあります。里の工房では、大らかで力強い沖縄のヤチムンを生み出すため、全国から陶工を目指して日々作陶に励んでいます。また、修行を終えた陶工が、新たに若者達を呼び込むという好循環も生まれています。

このように地域の「生業(なりわい)」を継承し、地域への愛着と誇りを醸成

することによって、生まれ育った地域で生き抜きたいという若者や村外からの移住希望者等多くの人々を惹きつけているのです。また、村では読谷村陶芸研修所を開設し、ヤチムンを通して郷土学習・地域福祉・伝統工芸等の発展・後継者の育成など生涯学習の場として活用し、文化村づくりの更なる発展を目指しています。

文化による村づくり

なぜ人々は読谷村に惹き付けられるのでしょうか。村が元氣な(人口が多い)理由を石嶺村長に聞いてみました。「それは『むら』にこだわった地域づくりをブレずにやってきたからだと思えます。今あるモノを一生懸命耕して、それに誇りを持つということ。

例えば、戦後、途絶えていた伝統工芸(ハード)や伝統芸能(ソフト)など地域の宝(文化)を掘り起こしたり、復興させたり。自分達の文化に誇りを持つと、ウチナーグチ(琉球方言)もどんどん使おう、三線も学校教育の課外活動に取り入れようと、文化による村づくりを推進してきました。以前、若者の間には村より町、町より市の方が良いというような時期もありましたけど、今では読谷(よみたん)は『むら』だけどころかいいねというのが全ての村民の共通認識になってきている気がします。」

知産地笑

「知産地笑」は石嶺村長のモットーです。行政だけではなく地域、企業、放送局、大学、各種団体と一緒に知恵を出し合い、もの(人材、商品、課題解決方法等)を『産』み出すことで『地』元が盛り上がり、『笑』顔あふれる地域を目指して村づくりに取り組むものというものです。

大切なのは住んでいる人たちが自分の地域にいかにか誇りを持っているかということ。自信や誇りを持っているからこそ、村の魅力に惹き付けられた人々を温かく受け入れ、一緒になって元氣な村をつくっていくことが出来るのです。



▷残波岬



△石嶺村長と子どもたち

役場の4階にある展望塔から辺りを見渡す。広大な先進農業集団地区が目に入る。6次産業化の拠点となる「地域振興センター(仮称)」も今年中には完成予定とのこと。偶然、役場を訪れていた地元のおじいとおばああのお話に耳に届いてきました。「ここが日本一の村だよ。」地域に誇りを持っているんですね。

村長さんたちの「想い」は、村民にとって自信と勇氣、夢と誇りであり日々の生活の中に脈々として活き、様々な村づくりの実践の中で発揮されているのではないだろうか。そしてその「想い」は、「おじいおばあ」から、「わらびんちゃん(息子や娘)」に、そして「うまがんちゃん(孫達)」へと紡ぎながら受け継がれていく。

(全国町村会 田中 隆三)

第41回 『都市問題』 公開講座

地方創生、この道しかない？

(公財)後藤・安田記念東京都市研究所(旧・東京市政調査会)

『都市問題』公開講座は、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所(旧・財団法人東京市政調査会)の発行する月刊誌『都市問題』の特集などから時宜に合ったテーマを選び開催しています。

第41回は次のような趣旨により、「地方創生、この道しかない？」をテーマとして開催いたします。多数の方々のご参加をお待ちしております。

開催趣旨

安倍政権は「地方創生」を重要政策課題として掲げ、雇用創出、地方への移住の促進、若い世代の結婚・出産・子育て支援、地域特性に即した地域づくりなどの施策により、人口減少と東京一極集中の克服を打ち出している。この目標を達成するために、自治体は「人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定を求められている。人口減少の実態、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の妥当性、自治体の果たすべき役割などを議論し、今後の地域のあり方を展望する。

日 程

2015年7月4日(土)

13:30~16:30

日本プレスセンター 10階ホール

(〒100-0001 東京都千代田区 内幸町2-2-1)

出演者

〈基調講演〉

松本 克夫氏(ジャーナリスト)

〈パネルディスカッション〉

下山 克彦氏(中国新聞社編集局報道部長・論説委員)

牧野 光朗氏(長野県飯田市長)

松尾 雅彦氏(カルビー株式会社相談役、NPO法人「日本で最も美しい村」連合副会長)

山下 祐介氏(首都大学東京大学院人文科学研究科准教授)

西村 美香氏(成蹊大学法学部教授)

△司会△

参加費: 無料

参加申込み

後藤・安田記念東京都市研究所ホームページ(<http://www.timr.or.jp>)からお申し込みください。

申込み期限

2015年7月2日(木)

※満席となりしだい受付を終了しますので、お早めにお申し込みください。

問合せ先

後藤・安田記念東京都市研究所

TEL: 03-3591-1123

FAX: 03-3591-1120

TEL: 03-3591-1123

FAX: 03-3591-1120

TEL: 03-3591-1123

FAX: 03-3591-1120

TEL: 03-3591-1123

FAX: 03-3591-1120

TEL: 03-3591-1123

FAX: 03-3591-1120

交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

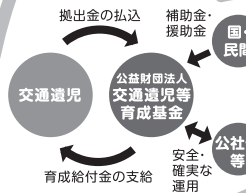
公益財団法人 交通遺児等育成基金  
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階  
☎ 0120-16-3611 (通話無料)  
<http://www.kotsuiji.or.jp>

協力団体/ 独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5608-7560)

交通遺児育成基金制度とは

自動車事故で父親あるいは母親を亡くした遺児が交通遺児育成基金に加入し、損害保険会社等から支払われる損害賠償金等の中から拠出金を払い込むと、これに国や民間からの援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度です。

交通遺児育成基金の仕組み



●満16歳未満(0~15歳)まで加入できます。

●拠出金は加入年齢で金額が異なります。

●育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

●給付期間は加入月の翌月から満19歳に達する月まで、3カ月ごとにまとめて支給されます。

●入学・就職や給付終了時にお祝いを支給。加入者とその家族への援護活動も行っています。

## 随 想

## 随 想

## 水の豊かな御蔵島の謎と伝説

東京都御蔵島村長 広瀬 久雄



御蔵島は、東京から南方200km  
三宅島南下18kmに位置する火山島  
で、面積20.58km<sup>2</sup>のほぼ円形をなし、

周囲40mから最高480mの断崖絶  
壁に囲まれた厳しい自然環境の地形  
をした島です。

御蔵島の歴史は古く、6000年  
から7000年以前の縄文末期まで  
人の居住が証明されているが、その  
後の人が住んでいた史料等は明らか  
ではない。中世に関わりのある史料  
や伝説があるところから、室町、安  
土桃山時代より人が住んだと云われ  
ている。標高851mの御山を頂く  
この島は、全島原生林におおわれ多  
量の水をその地下にとどめている。  
これら湧出する水は豊かな逕流を作

り、枯れることなく流れ、他の伊豆  
諸島の水不足とは対照的な島であり  
ます。

昔、神津島に伊豆諸島の神々が集  
まり、神津島の天上山にある大池の  
水を七つの島に分けよつという相談  
があった。ところが、その分配の方  
法でなかなか話し合いが付かない。  
このままではまとまらないので、一  
度島に帰り明朝集合し、その到着順  
に水を汲ませることに決まった。夜  
が明けるのを待ちかねて神々が神津  
島にやってきた。一番が御蔵。続い  
て新島、八丈次いで三宅、大島とし  
て遅れてきたのは利島の神で到着順  
に水が配られた。最後の利島はほと  
んど残っていなかった。自分の朝寝

坊で遅刻したことを忘れ、利島の神  
は怒り、草履のまま池の中を暴れま  
わった。その時、あちらこちらに湧  
き水が飛び散ったので、神津島は各  
所で水が湧き、御蔵が一番多く水を  
もらったので、飲み水に恵まれてい  
ると伝えられています。

昭和35年頃、植物学者の高橋基生  
先生は屋久島で植生調査の証明が進  
まない実験を、御蔵島の中学1年生  
から3年生協力のもとにすすめ、南  
の島で高山植物も生える特異な自然  
現象を調査しました。黒潮と強い風、  
急峻な山岳地形。海拔851mのこ  
の島は海蝕崖による上昇気流により  
山は常に雲がかかり、「樹雨」となっ  
て地下に蓄えている。御蔵島には1  
年に400日の雨が降るとのことわ  
ざがあるとされます。

40年から50年前までは中学を卒業  
し、島を出る時には島には戻ってく  
るなどいわれるくらいの現実もあっ  
た。自然条件が厳しい島には港もな  
く、月2回の定期船は天候により数  
か月に一度の時もありました。港湾

整備の途上にある現在も、昨年は11  
日間連続で船が欠航したこともあり  
ました。今日においても交通アクセ  
スは依然厳しい状況が続いています  
が、伊豆諸島の神々は御蔵においし  
い水、特異な自然環境を与えてくれ  
た。特筆される固有の残されたこの

環境を利用し、御蔵島に合った自然  
保護とエコツーリズムを促進しなが  
ら、人と自然が共生すると共に、住  
みよい、多くの人々に親しまれる島  
を目指し、引き続き国、東京都には  
安定した就航率の向上を実現する港  
湾施設整備の早期の改善を図るよう  
要望を進めてまいります。又、東京  
諸島は各々厳しい財政事情の中で  
個々の島々の特性を生かした島づく  
りに奮闘中です。そして、5年後に  
は東京オリンピック、パラリンピッ  
クが開催され新国立競技場に聖火が  
灯されます。東京都全ての町村にも  
聖火が巡り、互いの絆を深めオリ  
ンピックの精神、開催する意義、住民  
一人一人の心に残るオリンピックが  
実現できるよう希望します。